

# 新座市市民課等窓口キャッシュレス決済事業プロポーザル実施要領

## 1 目的・趣旨

本市の市民課等窓口キャッシュレス決済事業について、提案事業者のシステム概要、運用方法、保守体制等を把握するとともに、提案内容の具体性・実現性を確認し、最適な事業者を選定することを目的とする。

## 2 業務の概要

- (1) 事業名 新座市市民課等窓口キャッシュレス決済事業
- (2) 場所 新座市役所 1階市民課、2階課税課、2階納税課
- (3) 業務内容 別紙要求水準書のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 提案上限額

- (1) 機器調達・導入に係る費用  
1,895,685円（消費税を含む。）
  - (2) 令和8年11月24日から令和9年3月31日までに係る月額・保守費用等  
220,440円（消費税を含む。）
- ※キャッシュレス決済手数料は提案額に含めないものとする。

## 4 参加資格

次の各号に掲げる全ての資格を満たすものとする。

- (1) 新座市入札参加資格登録業者又は新座市入札参加資格登録に今年度中に登録予定であること。  
※物品等に関する入札参加資格審査申請の御案内（追加申請）  
<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/buppintourokutuika.html>
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 告示日から選定までの間において、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁）による入札参加停止措置又は新座市の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年6月1日市長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 次に掲げる項目のいずれかに該当しない者であること。  
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)

若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある者

ウ 役員(非常勤を含む。)及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である者

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。

(7) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(8) 過去3年以内に、国又は地方公共団体において、類似提案の導入実績を有していること(共同提案の場合は、構成事業者のうち1者以上が導入実績を有していること。)

(9) 本業務の遂行に係る関係者との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い、必要な準備を市と協力して実施できること。

(10) 本事業は、複数の事業者による共同提案も可能とする。この場合、以下の要件を満たすこと。

ア 共同提案を行う事業者(以下「構成事業者」という。)のうち、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。

イ 構成事業者全てが、法人格を有していること。

ウ 構成事業者全てが、上記(1)~(9)の参加資格を満たしていること。

## 5 実施日程

	内 容	日 程
1	公募開始	令和8年6月1日(月)
2	質問の受付期限	令和8年6月4日(木)
3	質問に対する回答	令和8年6月11日(木)頃
4	参加申込書の受付期限	令和8年6月15日(月)
5	企画提案書等の受付期限	令和8年6月24日(水)
6	第1次審査結果通知	令和8年7月1日(水)頃
7	審査・プレゼンテーション日程	令和8年7月10日(金)頃
8	選考結果通知	令和8年7月中旬

9 契約締結	令和8年7月下旬
--------	----------

## 6 質疑応答

本要領及び要求水準書の内容に不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

### (1) 提出書類

質問書（様式3）を電子メールで提出すること。

※ 提出先は「14 問合せ及び書類提出先（事務局）」のとおり。

### (2) 提出期限 令和8年6月4日(木)午後5時まで

### (3) 回答 令和8年6月11日(木)までに市ホームページに掲載する。

## 7 参加手続

本プロポーザルに参加する意思がある事業者は、次のとおり提出書類を添付の上、参加申込みを行うこととする。

### (1) 提出書類

ア 参加申込書及び誓約書（様式1）

イ 会社概要書（様式は任意）

ウ 類似業務実績報告書（様式2）

### (2) 提出期限 令和8年6月15日(月)午後5時まで

### (3) 提出 電子メールで提出すること。電子メール送信後は電話で到着の確認を行うこと。

※ 提出先は「14 問合せ及び書類提出先（事務局）」のとおり。

## 8 企画提案

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

### (1) 企画提案書

企画提案書はA4サイズの任意様式で、ページ番号を付すこと。提案内容については、要求水準書の各項目に基づき、以下の項目について具体的に記載すること。

ア システムの全体概要

イ ハードウェア（POSレジ本体、周辺機器）の仕様

ウ キャッシュレス決済対応範囲（クレジット、デビット、QR、交通系IC、電子マネー等）

エ ネットワーク環境・セキュリティ対策

- オ 導入スケジュール
- カ 操作性（利用者、職員双方の視点から）
- キ 保守・運用サポート体制
- ク その他、事業者として強調したい点

(2) 見積書

見積書はA4サイズの任意様式とし、以下の項目を記載すること。共同提案の場合は、全ての構成事業者の情報をまとめた上で1つの見積書として作成すること。

ア イニシャルコスト（POSレジ分、キャッシュレス決済端末分を分けて記載すること）

イ ランニングコスト（POSレジ分、キャッシュレス決済端末分を分けて記載すること）

※ランニングコストの算出期間は令和8年11月24日から令和9年3月31日までとする。キャッシュレス決済手数料は含めないものとする。

ウ キャッシュレス決済手数料率

クレジットカード、電子マネー、QRコードについて、それぞれ決済手数料率を記載すること。

(3) 提出期限 令和8年6月24日(水) 午後5時まで

※持参の場合の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 提出部数 紙媒体各8部及び電子データ

(5) 提出方法 持参又は郵送（電子データは電子メールで提出すること。）

※ 提出先は「14 問合せ及び書類提出先（事務局）」のとおり。

※ 郵送の場合は、申込期限内に必着とする。

## 9 審査方法

新座市市民課等窓口キャッシュレス決済事業プロポーザル審査選考委員会を設置し、審査を行う。

(1) 1次（書類）審査

応募多数の場合は、提出書類に基づく書類審査により上位3者を選定する。また、確定後速やかに対象者全員に通知する。

(2) 2次（プレゼンテーション）審査

1次審査で選考された者によるプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの説明は30分以内とし、プレゼンテーション後に質疑応答を10分程度行う。事前申請により、デモ機を使用して審査員が実技体験を行える場

合は、発表時間を10分間延長することができる。

プレゼンテーション用のパソコンは各参加者で準備すること。プロジェクター（パソコン等との接続ケーブルを含む。）は市が用意する。その他、プレゼンテーションに必要な設備や持参する機器がある場合、事前に相談すること。

評価基準は、別紙「評価基準」のとおり。

### (3) 候補者の選定方法

2次審査に当たっては、選考委員会の各委員が「評価基準」に基づき、250点満点で採点し、各委員の評価点が150点を超え、かつ、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を行い、各委員の評価が150点を超える場合には契約候補者として選定する。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他不正行為が認められた場合

## 11 選考結果の通知・公表

選考結果は参加者全員に電子メールにて通知する。

## 12 契約

契約候補者と本市との間で業務内容の調整を行い、正式な仕様書を確定させた上で契約を締結する。

候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者と協議を行う。

## 13 注意事項

- (1) 提出書類は返却しない。また、提出された書類等の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- (2) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (3) 本プロポーザルに要した費用は、各参加者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、新座市情報公開条例

(平成13年新座市条例第4号)に基づき提出書類等を公開する場合がある。

#### 14 問合せ及び書類提出先(事務局)

新座市市民生活部市民課 担当 吉岡

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号 本庁舎1階

電話 048-424-9603 (直通)

電子メール [simin@city.niiza.lg.jp](mailto:simin@city.niiza.lg.jp)